

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

- 1 令和2年3月10日、L市内のM時計店に何者かが侵入し高級時計5点が盗まれた。L警察署の警察官Pは、M時計店の店主Nの指示説明により、犯人が鍵を壊して侵入したドアや被害品のあったガラスケース等を見分した上、P名義の実況見分調書を作成した。実況見分調書には、M時計店内の見取図が添付され、見分した上記ドアやガラスケースが見取図上に特定されるとともに、見分した状況の説明が記載されている。
- 2 同月15日、L市内のS質店に窃取された高級時計5点が入質された。S質店からL警察署に通報され、防犯カメラの映像等により、L市内に居住する素行不良な甲が偽名を用いて入質したことが判明し、Pは甲をM時計店における窃盗の被疑事実により通常逮捕した。甲は、取調べに対して窃盗の事実を認め、検察官Qは、「被告人甲は、令和2年3月10日、L市内のM時計店において、時計5点を窃取した。」との公訴事実（要旨）で起訴した。
- 3 公判審理が始まり、甲は、窃盗の事実について、「時計を盗んだのは乙であり、私は盗みには全く関与していない。私は、質入れした日に乙の家遊びに行き、乙から質店で金に換えてこいと言われて時計5個を預かり、10万円で質入れできたので3万円の報酬を受け取った。乙は暴力団員であり、仕返しが怖くてこれまで黙っていた。」と供述した。Qが乙から事情聴取などしたところ、甲の公判廷での供述は真実であることが判明した。そこで、Qは、裁判所に対し、甲に対する窃盗の訴因について、「被告人甲は、それが盗品であることを知りながら、令和2年3月15日、L市内の乙宅において、乙から時計5点の処分方を依頼され、同日、同市内のS質店において、金10万円を借り受け、その担保として上記時計を質入れした。」との盗品等の有償処分のあっせんの訴因（要旨）に変更することを請求した。

【設問】

- (1) 検察官Qが【事例】の1の実況見分調書を証拠請求したところ、甲の弁護人は不同意の意見を述べた。この実況見分調書の証拠能力が認められるためには、検察官Qは具体的にどのような立証をすれば足りるかを説明するとともに、そのような立証で足りる理由も併せて説明しなさい。
- (2) 【事例】の3の訴因変更の請求について、訴因変更ができるかどうかを説明しなさい。

(80点)